

## 第2回地域の身近なスポーツの場づくりオンラインセミナー

# 「スポーツ施設のユニバーサルデザイン（UD）化について」

2024/01/26

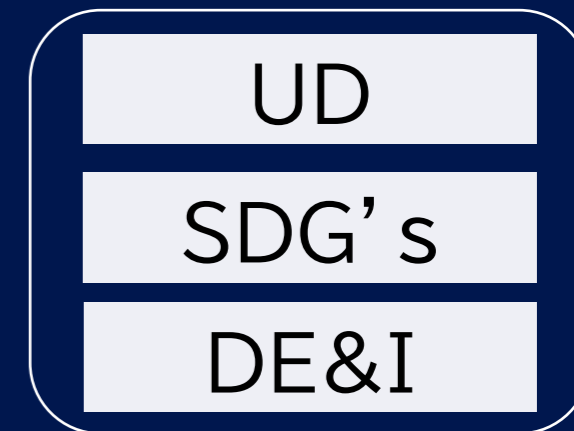
高橋儀平 東洋大学名誉教授

### 本日のテーマ

- 改めてスポーツ施設のUDとは
- だれもが安心して楽しめるスポーツにするための障害者等当事者参画の進め方
- スポーツ施設のユニバーサルデザイン化への取り組み事例



# 1. 改めてスポーツ施設のUDとは



## ● 東京2020大会の IPCアクセシビリティ・ガイド

- ⇒ 公平性 個の多様化に公平さを担保する対応、合理的配慮
- ⇒ 個人の尊厳 個の尊重（年齢、性、国籍、障害、教育、価値等）
- ⇒ 機能性 基本となるアクセシビリティ

## ● 提供される施設やサービスは、個人の能力や選択に応じてアスリートも観客も同じ体験ができること



では、どうすれば・・・UDの観点から考える

## ● UDとは「可能な限り多くの人が利用できる 施設やサービス」

UDの7原則(1997)

公平性、効率性  
柔軟性、単純性  
許容性、認知性  
広さ・サイズ

- \*大切なのはUDは万能ではないと認識すること。
- \*そのために、『場』を作りみんなの意見を聞く必要がある。
- \*困りごとはみな違う。一人ひとりへの「対応・配慮」が必要となる。
- \*UDの7原則を知っていてもUDが実現するわけではない。

■ UDはバリアフリー法基準やガイドラインがそれでいいのか、の問いから。

■ 参画・対話により、移動や生活の困難が分かる、しかし限界はある。

必要なのは可能な限り多くの人と『対話』し、『情報開示』すること。

■ 事業者や設計者と障害者等との対話で間違いなくUDの設計が変わる。

## 2. 誰もが安心して楽しめるスポーツ施設 にするための当事者参画の進め方

### ①当事者参画のトレンド

～日本の当事者参画は50年を経過～

- ★ 1970年代に車いすトイレや駅のEVの設置運動が始まる
- ★ 1981年の国際障害者年による完全参加と平等
- ★ 90年代からの福まち条例、1994年ハートビル法
- ★ 2000年代のバリアフリー法により、多様な当事者がBFやUDの推進者へ
- ★ 2006年国連障害者の権利条約  
他の者との平等、障害の社会モデル、UD、合理的配慮
- ★ この10年は、東京2020五輪・パラリンピック大会の開催に関わる準備活動(特に2020UD行動計画)が、様々な当事者参画の仕組みとBF、UDを牽引
- ★ 2022年国連障害者権利委員会(CRPD)の勧告

**勧告** 障害者団体と緊密に協議し、全ての施設及びサービス等のアクセシビリティを調和させること。UDの基準を導入し、特に、建物、交通機関、情報及び通信及びその他公衆に開放又は提供される施設・サービスのアクセシビリティを確保するための行動計画及び戦略を実施すること。⇒スポーツ施設の整備はこれらを実現できるチャンス



スポーツ施設における本格的なUDの取り組み、世界最高のUDを目指した国立競技場

## ②当事者参画の効果

### ●当事者参画のさまざまなシーン

- ①構想段階
- ②基本設計段階
- ③実施設計段階
- ④施工段階
- ⑤フォローアップ段階

一つのきっかけが  
すべてのきっかけ  
に繋がる



### ●当事者参画の効果(共生社会ホストタウン調査より)

- ・ 障害当事者でなければ気づくことができない情報が得られた。 ⇒対話の効果
- ・ 法令等で定める基準に、当事者の視点・考えが加わることで、より効果的な事業が進められた。 ⇒当事者の要望が視点や事業の意義を高める
- ・ 当事者の困りごとを事業者が知るきっかけとなり、整備困難な箇所をソフト面でカバーすることにつながった。 ⇒限られたハード整備へソフト整備の付加
- ・ 当事者参加により、法令や条例等の基準と当事者の「使い勝手」の間に生じる乖離を汲み取ることができた。 ⇒整備基準の意義と限界からより円滑に
- ・ 計画段階から当事者に予め意見を聞くことで、多くの当事者にとって満足のいく内容を効率的に実施することが可能になった。 ⇒整備の満足度

\*共生社会ホストタウン(109団体)調査「当事者参画の意義と効果」2021年度,2022年度調査  
(日本福祉のまちづくり学会未来型UD特別研究委員会委員長:高橋)

### 3. スポーツ施設のUD化への取り組み事例

- (新) 国立競技場のUDに関する業務要求水準

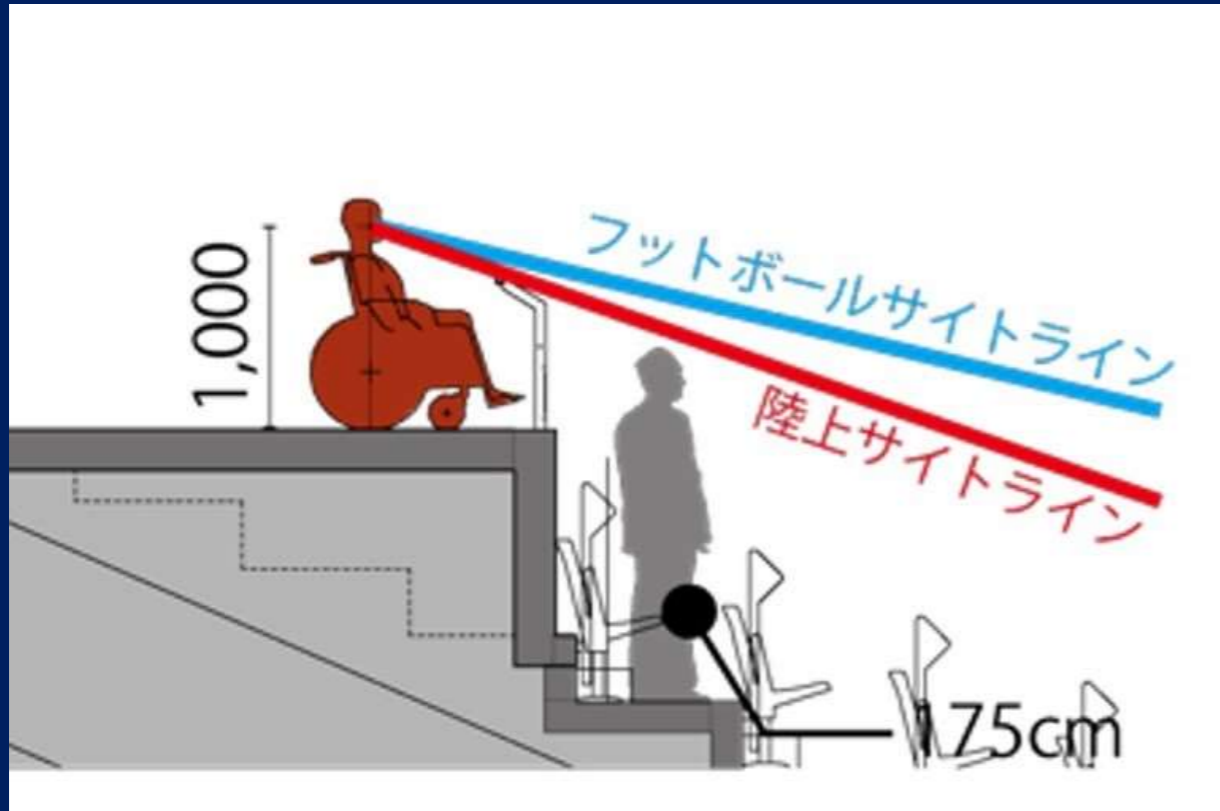
『ユニバーサルデザインの実現に最も重要な点は、多様な利用者ニーズの把握である。そのため、設計から施工段階において、高齢者、障がい者団体及び子育てグループ等の参画を得てユニバーサルデザイン・ワークショップを開催し、関係者の意見を集約した上で業務を進める。』〔2015/09 JSC公表〕（抜粋）



#### 広がるUDWS

UDWSは新広島サッカースタジアム、手柄山総合スポーツセンター、関西万博、名古屋アジア大会競技場、宮崎国体施設整備等に受け継がれている。

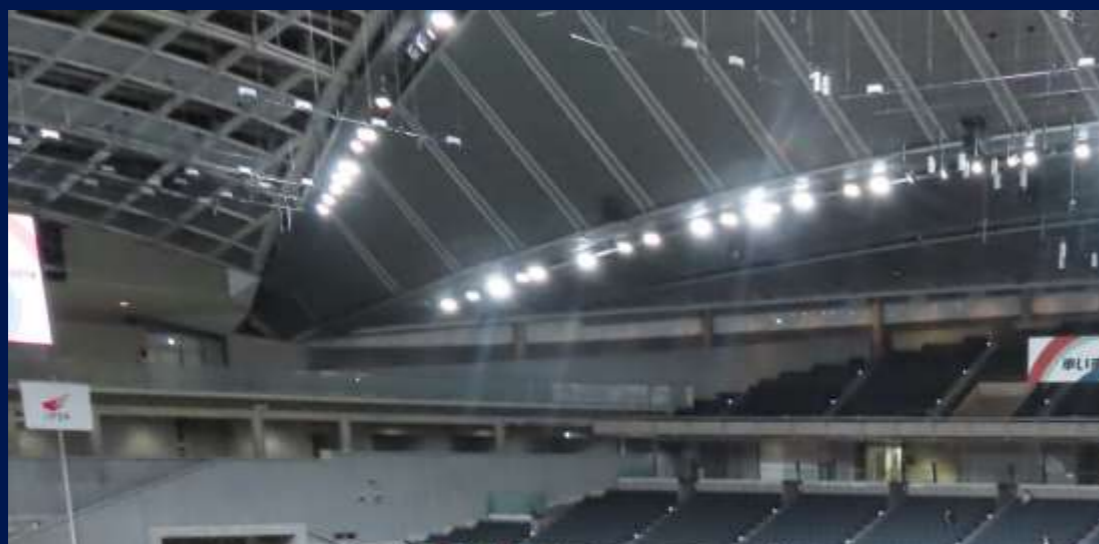
# ■車椅子使用者用客席



00席

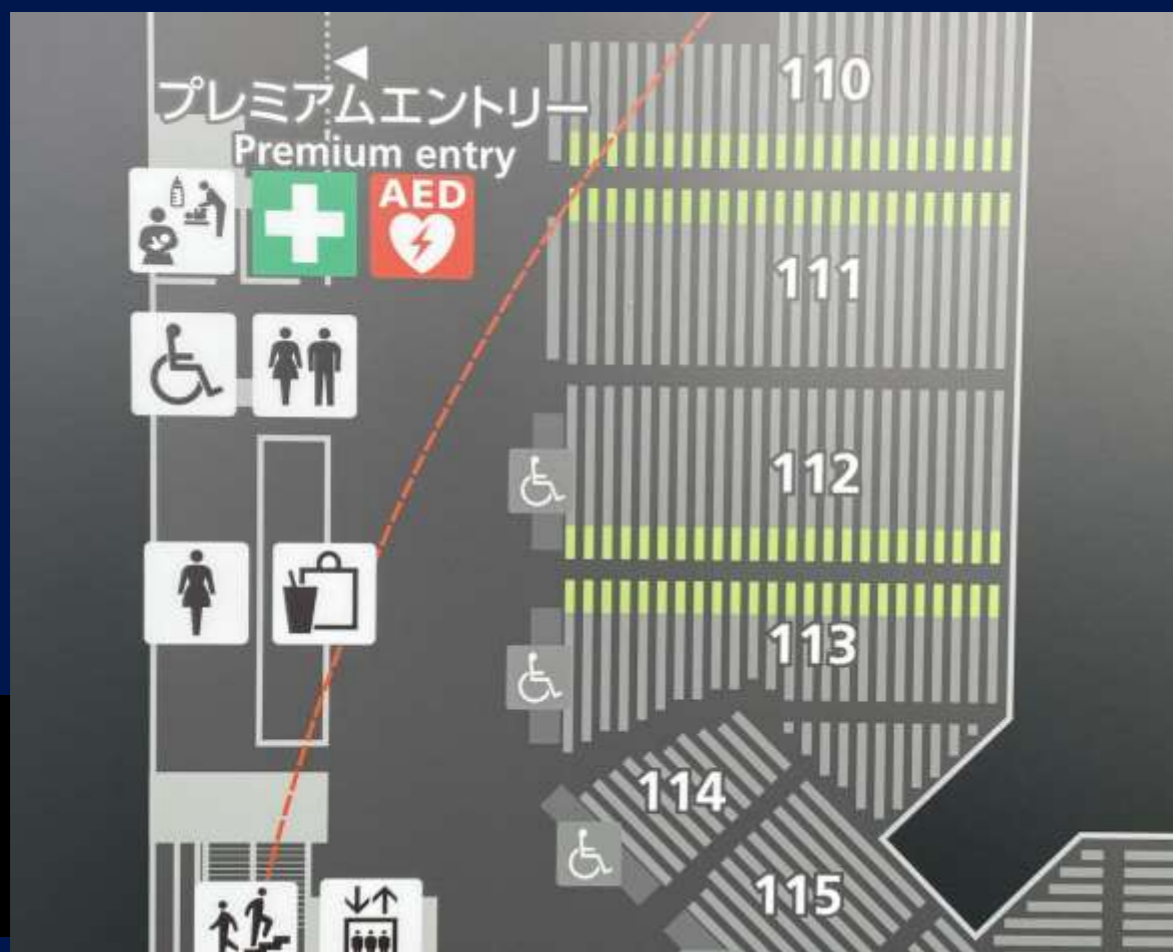
充電コンセント、1階から4階まで設置

# ■車椅子使用者用客席



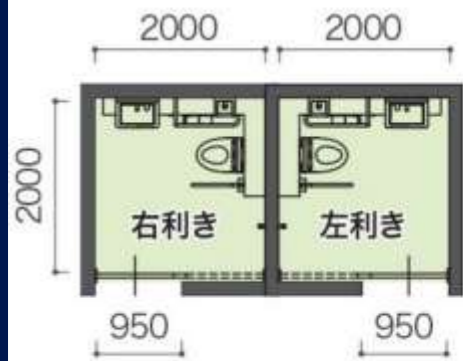


## ■ 多様な利用者への客席



# ■アクセシブルトイレ

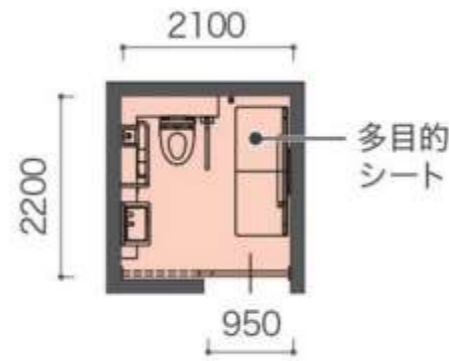
① 利き手に配慮した  
車椅子使用者用トイレ



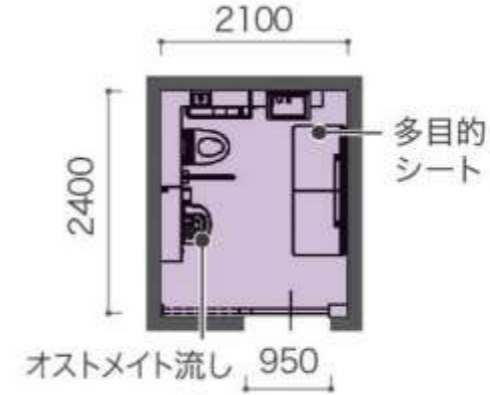
② オストメイト対応  
車椅子使用者用トイレ



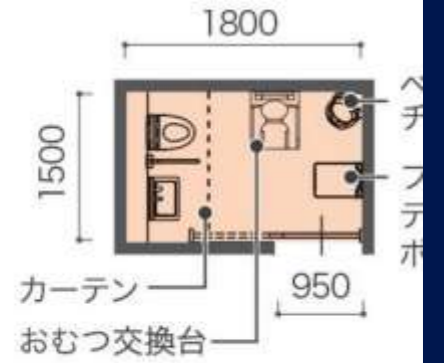
③ 多目的シート対応  
車椅子使用者用トイレ



④ 多目的シート・オストメイト付  
車椅子使用者用トイレ



⑤ 同伴者とともに利  
できるトイレ (仮称)



## ■ アクセシブルトイレ



## ■ 多様な利用者へのアクセシビリティ



## ■多様な利用者へのアクセシビリティ



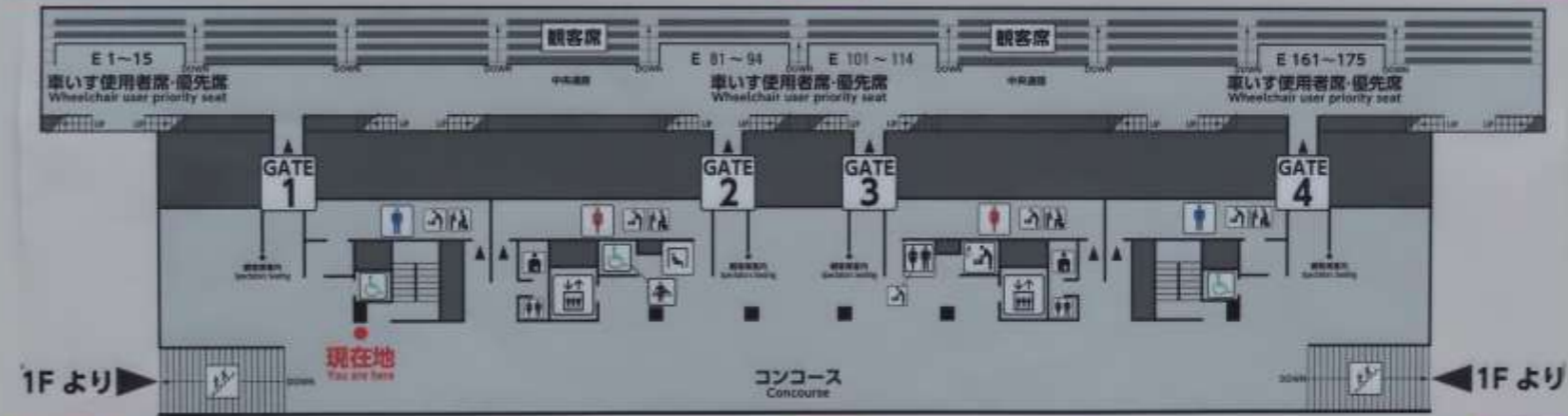
# 案内サイン・ピクトグラム

## トイレ案内図 Toilet's Map

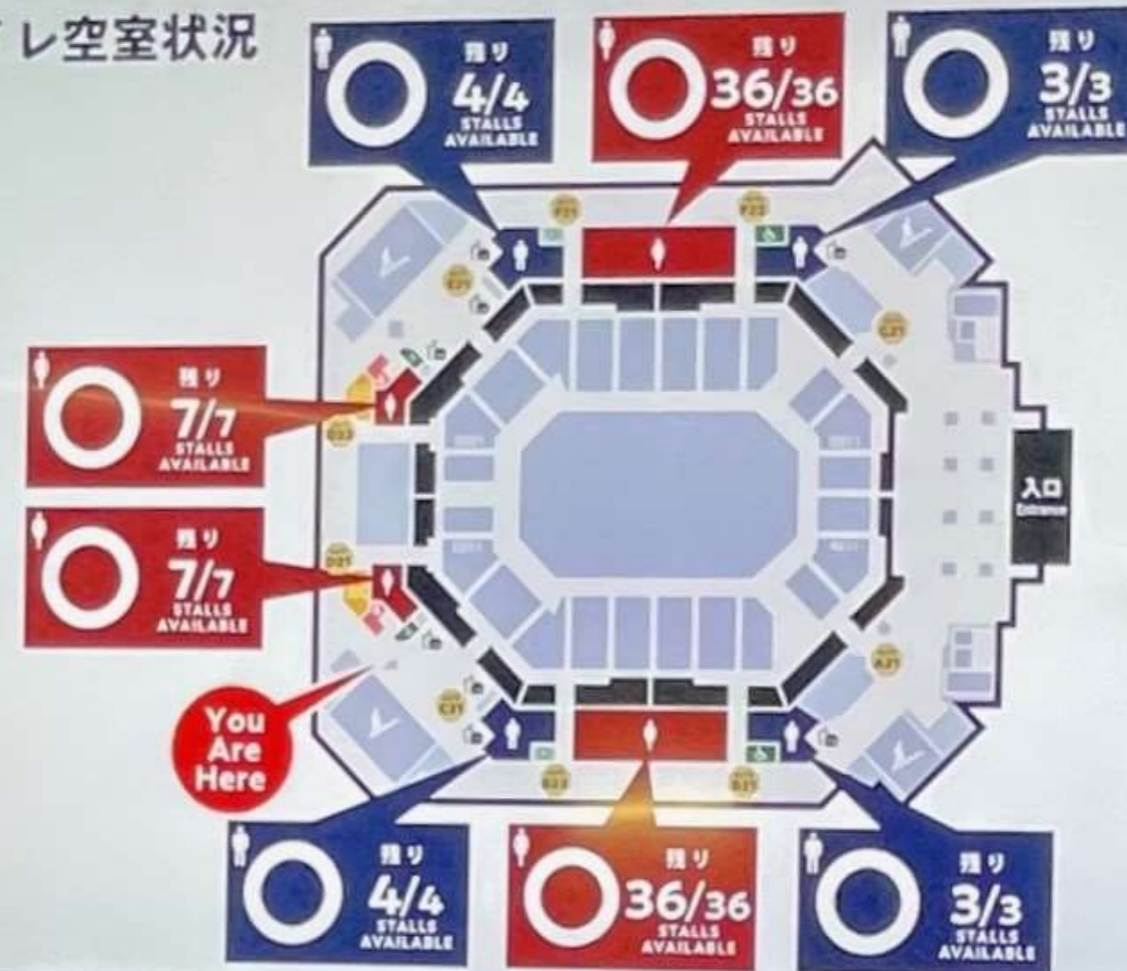


# 2F 案内

## 2nd Floor Map



## 2F トイレ空室状況



スマホで確認!



## 44. スポーツ施設のUD化は地域の基本

- スポーツで垣根を作らない。学校でも地域のスポーツ施設でもみんな一緒にスポーツ（パラスポーツも含む）を行うことを基本とする。
- 障害のある人、性的マイノリティの人などが身近にいるのはごく自然、特別なことではない。私たちがいつの間にか『特別』にし、「心のバリアフリー」を叫んでいる。スポーツはこの不自然さをなくすことができる。
- 必要なのは、多様な人々との出会い、その出会いが差別をしない社会への大きな一歩になる。スポーツ施設づくりは、その『出会いの場』となる。
- 発注者は、要求水準書に、『施設の整備は、障害者、高齢者、子育て関係者などの利用者との協議を得て進めること』と一言記して欲しい。

## 参考資料：『障害当事者参画論』

編集・発行：日本福祉のまちづくり学会未来型UD特別研究委員会, 2023年11月17日発行

第1章 総論：当事者とは、公共事業と当事者参画

第2章 当事者参画の意義と効果：当事者参画の背景と考え方、当事者参画の意義、当事者参画の留意点

第3章 当事者参画の制度と実施体制：当事者参画に関わる法制度の現状、参画の体制

第4章 地域の参画状況：移動等円滑化評価会議地域分科会報告

第5章 当事者参画の事例：各地の参画事例  
国立

都心、



\*申し込みは、[tgihei@toyo.jp](mailto:tgihei@toyo.jp)まで 販価 500円